

女性が働きやすい医療機関認証制度について

制度の目的

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、医療機関の主体的な取組を通じて、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどの勤務環境改善に取り組むことが必要です。

そのため、医療機関にこれらの導入を促進するために、県の公的な位置づけによる「女性が働きやすい医療機関認証制度」を創設します。同制度は、三重県が事業者に以下の事務(1～3)を委託することを予定しています。

認証までの手続き

